

消費税率引き上げにともなう 各種手数料改定のご案内

令和元年10月1日からの消費税率引き上げにともない
当行の商品・サービスの手数料を改定いたします。

※今回の手数料改定は、消費税率引き上げ分を手数料に反映させていただくものであり、
税抜き手数料は変更していません。

消費税が課税されている手数料の例

- 振込手数料
- 各種融資関連手数料
- 各種証明書発行手数料
- 各種再発行手数料
- ATM利用手数料
- でんさい関係手数料
- インターネットバンキング利用手数料 等

新税率の適用基準日

振込手数料	振込実行日 ※令和元年10月1日以降を振込指定日とする振込より改定後の手数料が適用されます。 ※振込予約についても、振込指定日が令和元年10月1日以降の場合は改定後の手数料が適用されます。
融資関連手数料	融資実行日・条件変更適用日・繰上返済日 ※すでにお申込みのお客さまも融資実行日・条件変更適用日・繰上返済日が令和元年10月1日以降の場合は改定後の手数料が適用されます。 ※適用基準日は契約手続日ではなく融資実行日・条件変更適用日・繰上返済日となります。
各種証明書等 発行手数料	証明書発行日 ※令和元年10月1日以降の発行分より、改定後の手数料が適用されます。 ※証明書発行日が令和元年10月1日以降の場合、令和元年9月中にご依頼いただいた場合でも、 改定後の手数料が適用されます。
各種再発行手数料	再発行日 ※令和元年10月1日以降の再発行分より、改定後の手数料が適用されます。 ※再発行が令和元年10月1日以降の場合、令和元年9月中にご依頼いただいた場合でも、改定後の 手数料が適用されます。
でんさいNet手数料	請求日 ※令和元年10月1日以降の請求分より、改定後の手数料が適用されます。
その他手数料 (その他為替手数料 当座勘定手数料 等)	受付日 ※令和元年10月1日以降の受付分より、改定後の手数料が適用されます。

ご注意事項

※現在お手元にある、現行の手数料（消費税率8%適用分）の表示がされた当行のパンフレットや説明書等
につきましても、令和元年10月1日以降は改定後手数料（消費税率10%適用分）に読み替えてご利用
ください。

※手数料改定に係るご不明な点がございましたら当行窓口までお気軽にお問い合わせください。